

## 令和5年第2回忠岡町議会定例会における一般質問について

令和5年6月13日

1 質問者

勝元 由佳子 議員

質問事項	質問の要旨	質問の相手
<p>保育施設における保育の状況について</p>	<p>1) この春、東忠岡認定こども園がスタートした。元々、制度（目的・保育内容等）自体が異なる幼稚園と保育所が一つになり、利用世帯のニーズを満たす教育・保育の質が担保されているのかを問う。</p> <p>2) 町保育施設における不適切保育疑いの問題について</p> <p style="padding-left: 2em;">旧保育所で先生が</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもに大声で激しく怒鳴りつける</li> <li>・子どもの腕を引っ張る等して叱りつける</li> <li>・各クラスとは別の部屋で、ダンボール製のかまくら状の空間に子どもを入れる</li> </ul> <p>等の不適切保育疑いの行為をしていたとの内部通報を受けた。このうち一部の行為については、過去にも保護者から本町教育委員会に苦情が入っていた。</p> <p style="padding-left: 2em;">こうした、町立の保育施設における不適切保育疑いの問題について問う。</p> <p>3) 町立だけでなく、全ての町内保育施設における不適切保育等への対策・対応等について問う。</p>	<p>町 長 又は 教育長 又は 担当部長</p>
<p>町民グラウンド改修事業について</p>	<p>町長肝入りの事業として令和5年度当初予算に計上されていた町民グラウンド改修事業（予算規模：約3億6千万円）について、先の3月議会以降、町側が組織ぐるみで議会・住民に対して虚偽の説明・答弁をし、問題を隠蔽しようとしていたことが明らかになった。この問題及び当該事業の今後について問う。</p>	<p>町 長 又は 副町長 又は 教育長 又は 担当部長</p>
<p>町ホームページについて</p>	<p>この春から本町ホームページが大幅リニューアルされ、トップページの見た目はかなり良くなった感はあるが、実際に使用してみると、以前のホームページよりもわかりづらい部分や、情報が掲載されていない等の不備が目立つ。</p>	<p>担当部長</p>

<p>魅カスポット（新浜地先広場）閉鎖の件について</p>	<p>また、このホームページリニューアルは、「新型コロナウイルス感染症に関する情報を速やかに発信するためにホームページ機能を強化すること」を目的として、本来、コロナ禍で困窮する住民等支援のために使うべきコロナ予算（国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金）から約1,240万円が使用されている。</p> <p>コロナ予算の使い方として適正であったのかどうかも含め、リニューアルした本町ホームページの問題について問う。</p> <p>先頃、本町は、新浜地先広場を閉鎖した。 魅カスポットが少ない本町においても、新浜地域の海辺環境は貴重な魅カスポットであり、この新浜地先広場も釣り人等に人気の魅カスポットのひとつであった。</p> <p>住民の間からも閉鎖について残念がる声や疑問の声が上がっており、この新浜地先広場の今後について問う。</p>	<p>担当部長</p> <p>町長 又は 担当部長</p>
-------------------------------	---	---------------------------------------

## 2 質問者

今奈良 幸子 議員

質問事項	質問の要旨	質問の相手
<p>町民自らが必要なサービスに辿り着く仕組みづくりについて</p>	<p>問1) 情報量の多い中で、町民の方々が自分に必要なサービスを見つけ難いとの相談を受ける。その対策として、何が考えられるか？</p>	<p>担当部長</p>
<p>ブックスタート事業について</p>	<p>問1) 全国の自治体の中でも実地例が少ないブックスタートを実施している中で、4、5歳児にも適用した理由と効果は？</p>	<p>担当部長</p>
<p>令和5年度忠岡町教育方針について</p>	<p>問1) 東忠岡こども園が4月から開園し、子どもたちの心境の変化や保護者の方々の声は？</p> <p>問2) ①人権尊重の教育の促進の中に挙げられているヤングケアラーについて、本町の現状と今後の方針を具体的にお示してください。</p>	<p>担当部長</p> <p>担当部長</p>

	②性教育においての学校教育の考え方を教えてください。	担当部長
	問3) 障がいのある子ども一人ひとりの自立の支援の項目の中の「ユニバーサルデザインによる授業づくりや集団づくりの取り組みを学校全体で積極的に進める」とあげられているが、具体的にどのようにしていくのか?	担当部長

### 3 質問者

前川 和也 議員

質問事項	質問の要旨	質問の相手
広域連携	他の自治体と共同で物品等を調達することにより、スケールメリットが期待できる「共同調達」について。	副町長 及び 担当部長
危機管理	地震・台風などの災害対策（ソフト面）について。 武力攻撃事態等に備える国民保護施策について。	担当部長
対外発信	2年後に開催される大阪・関西万博における本町としての関わりについて。	町長 及び 担当部長
選挙	4月に執行された統一地方選挙における投票率について。	担当部長

### 4 質問者

河瀬 成利 議員

質問事項	質問の要旨	質問の相手
インターネット上の誹謗中傷や差別防止に向けた取り組みについて	① インターネット上での誹謗中傷や差別等の人権侵害を防止するために、町ではどのような取り組みを行っているのかお示し下さい。 ② 町民の誰もが加害者にも被害者にもならないようにすることを目指し、インターネット上の誹謗中傷や差別の防止を図る為の条例制定の必要性についてどのようにお考えかお示し下さい。	担当部長
中学校のクラブ活動の状況について	① 今年度から中学校のバスケットボール部が休止となりました。中学校のクラブ活動については、少子化や多様性又指導者の確保などから、昔と比べクラブ活動の数が減ってきており、生徒が加入したいと思うクラブ活動の選択肢が狭くなってきてい	担当部長

ICT教育の現状について	<p>るが、クラブ活動の現状と今後の方針についてどのようにお考えかお示し下さい。</p> <p>① 令和2年11月に小中学校に1人1台のタブレット端末が配備されましたが、現在の各教育現場での取り組み状況と導入後の新たな課題についてお示し下さい。</p> <p>② 教科書のデジタル化や今後のタブレット端末等の機器更新について、どのようにお考えかお示し下さい。</p>	<p>担当部長</p> <p>担当部長</p>
--------------	---	-------------------------

5 質問者

松井 匡仁 議員

質問事項	質問の要旨	質問の相手
さつき道路の歩道幅員について	<p>○さつき道路の歩道有効幅員の確保について</p> <p>○街路樹と電柱について</p>	担当部長
大津川左岸線(堤防道路)について	<p>○大津川左岸線(堤防道路)の一部通学路指定に向けた影響調査と実証実験の実施について</p>	担当部長
老老介護について	<p>○本町における在宅介護と老老介護の現状について</p> <p>○年々増える老老介護への本町の考え方と支援策について</p>	担当部長

6 質問者

三宅 良矢 議員

質問事項	質問の要旨	質問の相手
小・中学校体育館空調整備について	<p>文部科学省は公立学校施設空調(冷房)設備の整備について、普通教室、特別教室、体育館ごとに今後の整備方針を示した。特に体育館については、2023年度から2025年度迄、補助率が2分の1に引き上げ措置がはかられています。</p> <p>避難所としての利用も想定されており、空調設置と併せて行う断熱性確保工事(例として、屋根であれば遮熱塗装、断熱カバー工法。建具なら隙間ふさぎ、日射調整フィルム。壁は断熱材充填、遮熱塗装、遮熱処理</p>	<p>町長</p> <p>及び</p> <p>副町長</p> <p>及び</p> <p>教育長</p> <p>及び</p> <p>担当部長</p>

<p>中学校部活動指導員配置について</p>	<p>の鋼板張りなどが示されています。)も補助対象とされています。 この機会を逃さず取り組みを始められないでしょうか。</p> <p>和泉市では中学校部活動指導員配置事業が令和5年新規予算で開始されました。泉大津市では別事業となるが、モデル事業として令和3年より、取り組みを続けておられます。いずれも教員の負担軽減が背景にあると考えられます。</p> <p>忠岡町においては、忠岡中学校の先生方の努力で問題なくできているし、相談なども受けていない。そのため、このような取り組みは必要ないと繰り返し答弁されてきました。</p> <p>しかし、忠岡中学校では、この令和5年4月より女子バスケ部の新1年生募集を打ち切ることとなりました。先生の業務負担軽減が主要因であると考えられますが、比較的人気のある部活動まで、縮小せざるを得ないということ自体が大変問題であると考えます。生徒数の減少していくと先生の数も減っていく事を考えれば、忠岡町として部活動の在り方を、長期的視点で再構築すべき時に来ていると考えるが、それに対してどのように考えているかお答えください。</p>	<p>町 長 及び 副町長 及び 教育長 及び 担当部長</p>
<p>核ミサイル攻撃に対する平時における訓練や防災計画など位置づけについて</p>	<p>令和5年5月30日の早朝に、沖縄県全域に北朝鮮から発射されたミサイルに対する「Jアラート」が鳴り響くこととなりました。</p> <p>忠岡町ではこのミサイル攻撃などに対する訓練や防災マニュアル、啓発などの取り組みは見られません。市町村単位で行っている所もあり、また人の移動が広範囲であることを考えれば、忠岡町として防災訓練や広報を行うことは、必要不可欠であると考えるので、今後は継続的な取り組みの一環として位置づけられるべきと考えますが、忠岡町としていかがお考えでしょうか。</p>	
<p>災害自動販売機の設置について</p>	<p>・以前より要望しているが、何故、忠岡町の庁舎や文化会館などに設置が出来ないのか。その理由をお答え</p>	

<p>いじめの実態について</p>	<p>ください。 ・忠岡町内にある各公園などの駐車場や入り口などに設置はできないのでしょうか。</p> <p>これまで委員会などで、忠岡の小中学校ではいじめはないとの回答が続いているが、今もその認識は変わらないでしょうか。</p>	
<p>ごみ収集の在り方について</p>	<p>忠岡町では基本的に戸別収集を行っています。 だが、ゴミ収集車が入ることが困難な、狭い道に面した所に住んでいる方については、一定回収できる所まで持ってきてもらう必要があります。 高齢や障がいなどを理由に、持って行くことが困難な方については、近所の助け合いかヘルパー支援にて乗り切っているのが現状であると思います。 今後そのような支援が望めない住民も発生する可能性を考えると、一定の基準を設けたうえで、個別収集などを行う必要があると考えるがいかがお考えでしょうか。</p>	<p>町 長 及び 副 町 長 及び 教 育 長 及び 担当部長</p>
<p>ひきこもり支援が国基準によりマニュアル化されることを受けて</p>	<p>ひきこもりは全国で推計 146 万人いるとされている。15 才から 64 才の 50 人に 1 人がその状態にあり、忠岡町内で置き換えれば、300 人～400 人いることとなる。また前回調査では、75%が男性であったが、調査基準が修正されたことで、女性が 50%を超える事となった。 この様な変化を受けて、これまでは治療の視点が中心であったが、先進事例地域では寄り添い対応に重きを置いた取り組みに変化してきています。 国も今後はこの方向性に向かっていくと考えられ、マニュアルが完成する 2024 年度には全国の自治体での取り組みが促されることとなります。 相談支援で人が人を扱う体制づくりは、人材確保を始めとして時間が必要となってくるが、本町ではこの国の同行を受けてどの様に時間軸をもって取り組んでいくつもりかお答えください。</p>	

## 7 質問者

尾崎 孝子 議員

質問事項	質問の要旨	質問の相手
障がい児福祉について	<p>①障がい児への施策を担当する部局が複数あり、当事者や家族にとって相談する際に負担となっている。 その改善策について。</p> <p>②障がい児にとっての福祉避難所について。</p> <p>③児童福祉法等の一部を改正する法律にて、児童発達支援センターが地域における障がい児支援の中核的役割を担うと明確化され、身近な地域で必要な発達支援を受けられるようにするとなっている。そこで、本町での障がい児支援のこれからについて問う。</p>	町 長 又は 担当部長
庁舎管理	来庁される方にとって、担当部局が一目でわかり、目的地へたどりつきやすくする視覚支援（ユニバーサルデザイン）について。	町 長 又は 担当部長
ひきこもり支援	<p>①忠岡町適応指導教室「ソレイユ」の今後の展開について問う。</p> <p>②義務教育終了後からの切れ目のない継続した支援について。</p> <p>③大人のひきこもりについて。</p>	町 長 又は 担当部長

## 8 質問者

小島 みゆき 議員

質問事項	質問の要旨	質問の相手
自転車のヘルメットについて	自転車のヘルメット着用が、本年4月1日より努力義務になりました。ヘルメット購入補助金の拡大と小学生までを中学生までに延長されよ。	担当部長
こどもの保育について	こども家庭庁が本年4月1日に発足。昨年、静岡県の保育園で発覚した園児暴行事件を受けて調査し5月12日公表した。忠岡町では、いかがでしょうか。現状を示されよ。	担当部長
ごみの収集について	一般的には、家の前に出しておけば収集していただき助かっていますが、車が入っていけない高齢者の方達へどうしたら良いか町としての見解は。	担当部長

質 問 事 項	質 問 の 要 旨	質 問 の 相 手
産廃焼却施設の誘致問題について	<p>町が誘致を進める産業廃棄物焼却施設では、今のクリーンセンターの 10 倍もの産業廃棄物が焼却されるため、新たに有害物質が発生し、大気汚染が心配される。</p> <p>① 焼却に受け入れる産業廃棄物については、今後、相手方のSPC（特定目的会社）と協議することになっている。古タイヤや汚泥など家庭から出ないようなものについては、受け入れしないと忠岡町は言えるのか。</p> <p>② 環境基準を守るといって、環境基準にない新たな有害物質については、どう監視するのか。</p> <p>③ 産廃焼却炉の煙突から出る排ガスの濃度が環境基準以下であっても、焼却量が 10 倍に増えたら、その有害物質も比例して増えることについては、どう考えているのか。</p>	町 長 又は 担当部長
今年度の国民健康保険料について	<p>忠岡町の国保会計は単年度黒字が続いており、次年度に繰り越しせず、基金に積み上げ、今年度の保険料の値上げを行う事態となっている。大阪府国保統一化により、このようなことが起こり、国保加入者が重大な被害を被っている。国保会計の基金には約 7000 万円積み立てられているのに、保険料が値上げされるのは、不当である。</p> <p>保険料の値上げを中止して、加入者に還元するのが本来ではないか。</p>	町 長 又は 担当部長
自転車用ヘルメットの補助について	<p>今年の 4 月から道路交通法の改正により、自転車のヘルメット着用が努力義務化された。忠岡町では、高齢者と小学生以下には補助制度があるが、対象を全住民に拡大する考えはないか。</p>	町 長 又は 担当部長



質 問 事 項	質 問 の 要 旨	質 問 の 相 手
<p>ごみ処理体制について</p>	<p>忠岡町のごみ処理体制について、以前より広域化に向け、検討を重ね、議会や住民にも同様の意識があった。令和3年3月に作成された「都市計画マスタープラン」においても広域化を検討する、と記載されている。しかし、令和4年2月の廃棄物減量等審議会の専門部会で、突然、公民連携方式が示され、その後、わずか6カ月後の8月に、公民連携方式（産廃焼却施設）を第一優先方式と決定した。</p> <p>この急な方針変更には、議会や住民にも疑問が残ったままである。</p> <p>① 公民連携方式が検討に追加され、広域化から公民連携方式へと、急に方針が変更となったのはなぜか。</p> <p>② その後、業者を募集するまで、わずか2カ月足らずである。そうしなければならなかった理由は。</p> <p>③ 議会への説明では、広域化も公民連携方式も、それほど費用負担が変わらない。それなら、住民が参加できる広域化を選ぶべきではないか。</p>	<p>町 長 及び 副 町 長 及び 担当部長</p>
<p>小中学校の体育館にエアコンの設置を</p>	<p>今年も猛暑が予想されており、教育現場における熱中症のリスクが高くなる。屋外はもちろんの事、屋内においても熱中症のリスクが高い。保護者からも熱中症と思われる症状で、体調を崩す児童・生徒たちがいる事を聞いている。</p> <p>外気温が高い時は、体育館での授業に切り替える事も予想され、体育館のエアコン設置の環境整備が必要となる。</p> <p>近隣市においても、エアコンの設置が進んでいる。忠岡町にもエアコン設置を。</p> <p>① 過去の答弁で、断熱工事が必要というが、近隣市の体育館でも、断熱工事をせずに、エアコンを設置しているので、可能ではないか。</p> <p>② コストがかかるというが、エアコン使用は、夏・冬が中心となるので、それほどかからないのではないか。</p>	<p>町 長 及び 教 育 長 及び 担当部長</p>

質 問 事 項	質 問 の 要 旨	質 問 の 相 手
産廃焼却施設の誘致について	<p>住民が出すごみをどの様に処理をするのかを考えて決めるのは住民自身である。</p> <p>しかし、忠岡町は、9月と11月に住民説明会を開いて10月には業者選定のプロポーザルを公募。方針を決定する前に住民が意見を述べる期間もなく、町の説明があとになった。</p> <p>だから住民合意を得る期間がなかった。</p> <p>① この様なやり方は民主主義的な手法と言えるのか</p> <p>② 十分な住民の声も聞かず、議会だけで決めたのは問題である。住民の意思を問うために、住民投票をすべきだと思うが、町はどう考えるのか。</p>	町 長 又は 担当部長
補聴器購入の補助制度	<p>認知機能の改善、効果があるという理由から全国的にも近隣市でも加齢性難聴による補聴器の補助制度を実施する自治体が増えてきている。</p> <p>本町でも実施する考えはないか。</p>	町 長 又は 担当部長
福祉バスの増便を	<p>現行の運行時間では、利便性が悪い。</p> <p>お出かけ応援バスとして住民が便利な様に反対回りもつくって増便されよ。</p>	町 長 又は 担当部長